

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
振動規制法第15条第2項	特定建設作業の振動防止の改善命令又は作業時間の変更命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第15条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。